

VI 連携型選抜

1 連携型選抜の実施

- (1) 連携型高等学校（宮城県志津川高等学校）は、連携型中学校（南三陸町立志津川中学校，同歌津中学校）からの志願者を対象とした連携型選抜を実施する。
- (2) 連携型高等学校が実施する連携型選抜の募集割合は、普通科にあつては募集定員の90%以内、情報ビジネス科にあつては募集定員の85%以内とする。
- (3) 連携型高等学校は、学科ごとに連携型選抜による入学者の割合及び実施内容等を県教育委員会教育長に申請し、承認を受ける。

2 出願資格

連携型選抜に出願できる者は、次の条件をすべて満たし、連携型中学校の校長（以下「連携型中学校長」という。）が認めた者とする。

- (1) 平成30年3月に連携型中学校を卒業する見込みの者であること。
- (2) 連携型高等学校、学科を志願する動機や理由が明白で適切であること。
- (3) 連携型高等学校、学科に対する適性及び興味・関心を有すること。
- (4) 中学校生活を意欲的に送り、入学後も学校生活を意欲的に送る意志があること。

3 出願制限

出願できる学科は、一つに限る。

4 出願手続

(1) 出願書類

ア 志願者が用意するもの

① 連携型選抜用入学願書及び写真票

入学願書には、入学者選抜手数料として、県立学校条例で定める額の宮城県収入証紙（全日制課程2,200円）を貼付すること。ただし、収入証紙に消印、割印しないこと。

イ 中学校が用意するもの

② 調査書（様式B）

調査書の「6 欠席の状況」等において特別な事情がある場合は、副申書を添付することができる。

③ 出願者一覧表（様式C） 1通

④ 受験票等送付用封筒 1通

長形3号封筒に、簡易書留速達郵便料金分の切手を貼付し、当該中学校の校長名、住所、郵便番号等を明記したもの。ただし、受験票の郵送を希望する場合のみ提出すること。

⑤ 結果通知用封筒 1通

角形2号封筒に、簡易書留通常郵便料金分の切手を貼付し、当該中学校の校長名、住所、郵便番号等を明記したもの

(2) 出願書類の提出方法

連携型選抜志願者は、上記(1)の①を連携型中学校長へ提出し、連携型中学校長は②～⑤を加えて、連携型高等学校の校長（以下「連携型高等学校長」という。）に提出する。

なお、出願書類の提出を郵送により行う場合は簡易書留とし、封筒に「連携型選抜願書在中」と朱書すること。

(注意) 上記(1)の①～⑤の出願書類（貼付の宮城県収入証紙のほか、返信用の切手も含む。）は、連携型高等学校においていったん受理した後は、出願期間内であっても返還しないので注意すること。

(3) 出願受付

出願書類を受理した連携型高等学校においては、受験番号を付した受験票を交付する。

(4) 出願者は、連携型中学校長から受験票を受けとる。

5 出 願 期 間

出願受付期間は、1月9日（火）から1月12日（金）までとする。

受付時間は、午前9時から午後4時までとし、締切日の1月12日（金）は午前11時までとする（郵送する場合であっても、1月12日（金）午前11時までに必着のこと。）。

6 出 願 者 数 等 の 報 告

連携型高等学校長は、1月12日（金）午前11時の出願締切後直ちに、連携型選抜出願者数等（学科別に男、女、計等）を県教育長（高校教育課教育指導班あて）に電子メールで報告する。

7 学力検査・面接

- (1) 学力検査・面接は、1月31日（水）に連携型高等学校において実施する。学力検査・面接の実施時間等については、連携型高等学校長から連携型中学校長を通じて、受験者に通知する。
- (2) 学力検査・面接の実施について
 - ア 学力検査を実施する教科は、国語、数学及び英語とし、前期選抜の学力検査問題を用いる。
 - イ 面接の内容及び時間については、適切なものとなるよう考慮すること。
 - ウ 面接は、複数の担当者で実施し、実施に当たっては、客観的かつ公平であるよう配慮すること。
 - エ 口頭による試問、英語による面接を実施する場合は、上記イ、ウに準ずること。

8 選 抜

- (1) 選抜は、調査書、学力検査及び面接の結果等に基づく総合的な審査により行う。
- (2) 連携型高等学校長は、前期選抜による合格者の数が前期選抜の募集人数に満たない場合、当該募集人数から当該合格者の数を減じた人数を連携型選抜の募集人数に加えて、合格させることができる。

9 合格者の発表

合格者の発表は、2月8日（木）午後4時に連携型高等学校において行う。

連携型高等学校長は、選抜の結果を連携型選抜結果通知書（様式G-1）及び合格通知書（様式H）により連携型中学校長に通知する（2月8日（木）午後3時頃に郵便で発送する。）。

10 合格者数等の報告

- (1) 連携型高等学校長は、合格者決定後、2月8日（木）正午までに合格者数等（学科別に男、女、計等）を県教育長（高校教育課教育指導班あて）に電子メールで報告する。
- (2) 連携型高等学校長は、2月15日（木）までに検査等の実施状況を県教育長（高校教育課教育指導班あて）に報告する。

11 合格者の取扱い

連携型選抜による合格者は、後期選抜及び第二次募集並びに通信制課程の選抜に出願できない。

Ⅶ 社会人特別選抜（定時制課程）

1 社会人特別選抜の実施

- (1) 定時制課程の高等学校は、社会人を対象に特別の選抜を実施することができる（以下「社会人特別選抜」という。）。

社会人特別選抜を実施する高等学校にあつては、「実施学科名」、「募集人数」及び「学力検査の教科」等を所属教育委員会教育長に申請し、承認を受けること。

- (2) 社会人特別選抜を実施する高等学校、学科等については、入学者選抜一覧で公表する。

2 出願資格

社会人特別選抜に出願できる者は、「Ⅰ 募集及び出願」の「2 出願資格」（4頁）による。ただし、次の(1)及び(2)のすべての条件に該当する者とする。

- (1) 事業所勤務者については、3年以上勤務した者又は平成30年3月31日現在において3年以上勤務する見込みの者。また、自営業者、主婦等については、当該業務従事を「勤務」とみなし、上記の勤務年数に係る条件を満たす者。

なお、当該業務従事年数と事業所勤務年数とを合わせて勤務年数とすることができる。

- (2) 次の条件を満たし、勤務先の所属長など責任をもって本人を推薦できる者（以下「所属長等」という。）の推薦を得た者。

ア 勤務態度等が優秀で、人物が優れていること。

イ 当該高等学校、学科等を志望する動機や理由が明確で適切であること。

ウ 当該高等学校、学科等に対する適性及び興味・関心を有すること。

3 出願制限

- (1) 出願できる高等学校は、社会人特別選抜を実施する高等学校の一つに限る。
- (2) 出願できる学科は、一つに限る。

4 出願手続

- (1) 出願書類

ア 志願者が用意するもの

① 前期選抜用入学願書及び写真票

入学願書には、入学者選抜手数料として、県立高等学校志願者にあつては県立学校条例で定める額の宮城県収入証紙（定時制課程950円）を貼付すること。ただし、収入証紙に消印、割印しないこと。

仙台市立高等学校志願者にあつては、仙台市条例で定める額の手数料（定時制課程950円）を金融機関に納入し、納入通知書兼領収書を、願書裏面に貼付すること。

- ② 志願理由書（各高等学校で定める様式）
- ③ 受験票等送付用封筒 所属長等あて及び中学校長あて 各1通
それぞれ、長形3号封筒に、簡易書留速達郵便料金分の切手を貼付し、所属長等名、住所、郵便番号等を明記したもの
- ④ 結果通知用封筒 所属長等あて及び中学校長あて 各1通
それぞれ、角形2号封筒に、簡易書留速達郵便料金分の切手を貼付し、所属長等名、住所、郵便番号等を明記したもの

イ 所属長等が用意するもの

- ⑤ 推薦書（様式J）（所属長等が作成し厳封したもの）

ウ 中学校が用意するもの

- ⑥ 調査書（様式B）（中学校長が作成し厳封したもの）
調査書の「6 欠席の状況」等において特別な事情がある場合は、副申書を添付することができる。
なお、平成24年3月末日までに中学校を卒業した者については、卒業証明書をもって調査書に代えることができる。

(2) 出願書類の提出方法

志願者は、上記(1)の①～⑥を所属長等を経て志願高等学校長に提出する。

なお、出願書類の提出を郵送により行う場合は簡易書留とし、封筒に「社会人特別選抜願書 在中」と朱書すること。

（注意） 上記(1)の①～⑥の出願書類（貼付の宮城県収入証紙又は添付の手数料のほか、返信用の切手も含む。）は、高等学校においていったん受理した後は、出願期間内であっても返還しないので注意すること。

(3) 出願受付

出願書類を直接受領した高等学校においては、出願書類受領書（様式D）を交付する。

5 出 願 期 間

前期選抜の出願期間（「Ⅲ 前期選抜」の「6 出願期間」（9頁））に同じ。

6 出願者数等の報告

前期選抜の出願者数等の報告（「Ⅲ 前期選抜」の「7 出願者数等の報告」（9頁））に同じ。

7 受験票等の送付

- (1) 高等学校長は、出願者が「2 出願資格」を満たしているかを審査する。その際、高等学校長は、所属長等及び中学校長並びに出願者に問い合わせることができる。
- (2) 高等学校長は1月18日(木)午前11時に、受験票送付一覧(様式F)及び出願資格を満たしている出願者の受験票を所属長等に、また、受験票送付一覧の写しを中学校長に簡易書留速達で送付する。
- (3) 「2 出願資格」を満たしている出願者は、所属長等から受験票を受けとる。

8 学力検査及び学校独自検査

「Ⅲ 前期選抜」の「9 学力検査及び学校独自検査」(10頁)及び「10 学力検査における傾斜配点」(10頁)に準ずる。ただし、学力検査については、一部の教科又はすべての教科を実施しないことができるものとし、実施内容等については、受験票送付時に当該高等学校長から所属長等を通じて本人に通知する。

9 選 抜

選抜は、推薦書、調査書、学力検査及び学校独自検査の結果に基づく総合的な審査により行う。

10 合格者の発表

合格者の発表は、2月8日(木)午後4時に各高等学校において行う。

高等学校長は、選抜の結果を、社会人特別選抜結果通知書(様式G-1により作成し、社会人特別選抜による出願者のみの結果を記入したもの)及び合格通知書(様式H)により所属長等へ通知する(2月8日(木)午後3時頃に郵便で発送する。)。また、中学校長には社会人特別選抜結果通知書(様式G-1)の写しを送付する。

11 合格者数等の報告

「Ⅲ 前期選抜」の「13 合格者数等の報告」(11頁)に準ずる。

12 合格者の取扱い

社会人特別選抜による合格者は、後期選抜及び第二次募集並びに通信制課程の選抜に出願できない。

VIII 県外からの出願（全日制・定時制課程）

県外から前期選抜、後期選抜、第二次募集及び社会人特別選抜に出願しようとする者については、次の諸点に留意すること。

1 出願承認の申請

県外に住所を有する者又は県外の中学校を卒業した者が、以下のア及びイに掲げるやむを得ない理由で宮城県内の公立高等学校に入学を志願しようとする場合は、宮城県公立高等学校出願承認願（県外からの出願者用）（様式K-2）を志願高等学校長に提出し、承認を受けなければならない。ただし、県境隣接協定（70頁）による志願者を除く。

ア 住所の異動によるもの

(ア) 保護者の転勤等に伴う一家転住によって本県内に住所を異動せざるを得ない場合

(イ) その他特別な家庭の事情によって本県内に住所を異動せざるを得ない場合（例えば、保護者の海外勤務に伴って、保護者に準ずる者に志願者の保護を託した場合等）

イ その他

上記アのほか県外に住所を有する者又は県外の中学校を卒業した者が、当該高等学校に就学することが、特にやむを得ないと認められる合理的事由がある場合

2 出願承認の申請手続

(1) 県外からの志願者は、以下のア及びイの書類を志願高等学校長に提出する。

なお、書類の提出を郵送により行う場合は、封筒に「出願承認願在中」と朱書すること。

ア 宮城県公立高等学校出願承認願（県外からの出願者用）（様式K-2）

イ 返信用封筒 1通

長形3号封筒に、簡易書留速達郵便料金分の切手を貼付し、あて先等を明記したもの。

(2) 受付期間

受付期間は、11月29日（水）から2月21日（水）までとする（ただし、土曜日、日曜日、祝日、12月29日から1月3日までを除く。）。受付時間は、午前9時から午後4時までとし、締切日の2月21日（水）は午前11時までとする。ただし、前期選抜又は社会人特別選抜に出願する場合には、1月9日（火）までに申請を行うこと。

なお、出願承認の申請は、可能な限り早い時期に行うこと。

(3) 宮城県公立高等学校出願承認書の交付

高等学校長は、宮城県公立高等学校出願承認願（県外からの出願者用）（様式K-2）を受理した場合には、県外からの出願審査委員会を設けるなどして、公正かつ適正な審査を行い、その理由がやむを得ないものであると認めた場合は、宮城県公立高等学校出願承認書（様式L）を交付する。

上記「1 出願承認の申請」のアについて審査が困難な場合及びイの場合は、高等学校長は、所属教育委員会教育長と協議を行う。

- (4) 高等学校長は、公立高等学校出願承認書を交付した者について、**3月5日（月）**までに県教育長（高校教育課教育指導班あて）に電子メールで報告する。

なお、市立高等学校にあつては、所属教育委員会教育長を経て県教育長（高校教育課教育指導班あて）に報告する。

3 出 願 手 続

- (1) 県外からの出願が承認された後の志願変更について

出願に当たっては、出願承認を受けた高等学校から、他の高等学校に志願を変更することができる。

ただし、第二次募集出願時において県外からの出願承認を受けた者は、出願承認を受けた高等学校から他の高等学校に志願を変更することはできない。

- (2) 出願書類

ア 志願者が用意するもの

① **入学願書及び写真票**

入学願書には、入学者選抜手数料として、県立高等学校志願者にあつては県立学校条例で定める額の宮城県収入証紙（全日制課程は2,200円、定時制課程は950円）を貼付すること。ただし、**収入証紙に消印、割印しないこと。**

市立高等学校志願者にあつては、仙台市条例又は石巻市条例で定める額の手数料（全日制課程は2,200円、定時制課程は950円）を金融機関に納入し、仙台市立高等学校志願者にあつては**納入通知書兼領収書**を、石巻市立高等学校志願者にあつては**納入通知書兼領収証書**を、願書裏面に貼付すること。

② **宮城県公立高等学校出願承認書（様式L）の写し 1通**

「2 出願承認の申請手続」の「(3)」で交付された書類の写し

③ **志願理由書（各高等学校で定める様式）**

前期選抜に出願する者のみ提出すること。

④ **出願できる条件に係る添付書類**

前期選抜において「出願できる条件」を証明する書類を添付する場合は、**A4判の大きさに資料を整え**、各書類の右上に中学校名と氏名を記入すること。

イ 中学校が用意するもの

⑤ **調査書（様式B）**

調査書の「6 欠席の状況」等において特別な事情がある場合は、副申書を添付することができる。

なお、平成24年3月末日までに中学校を卒業した者については、卒業証明書をもって調査書に代えることができる。

⑥ **出願者一覧表（様式C）** 1通

第二次募集に出願する場合は、「V 第二次募集」の「5 出願手続（1）イ③」（20頁）を参照すること。

⑦ **受験票等送付用封筒** 1通

前期選抜においては、角形2号封筒に、簡易書留速達郵便料金分の切手を貼付し、当該中学校の校長名、住所、郵便番号等を明記したもの

後期選抜においては、長形3号封筒に、簡易書留速達郵便料金分の切手を貼付し、当該中学校の校長名、住所、郵便番号等を明記したもの。ただし、受験票の郵送を希望する場合のみ提出すること。

⑧ **結果通知用封筒** 1通

角形2号封筒に、簡易書留速達郵便料金分の切手を貼付し、当該中学校の校長名、住所、郵便番号等を明記したもの

(注) 後期選抜及び第二次募集において、県外の中学校で、志願者が合格通知書を直接受領することを希望する場合には、当該中学校長が作成した委任状を志願者が持参し受領する旨、志願高等学校に連絡すること。高等学校は、委任状を受領し、志願者に合格通知書を交付すること。この場合は、結果通知用封筒では結果通知書（様式G-1又はG-2）のみを送付する。

(3) 出願書類の提出方法

県外からの志願者は、上記(2)の①～⑧を本人が志願高等学校長に提出し、受験票の交付を受ける。

なお、出願書類の提出を郵送により行う場合は、封筒に「入学願書在中」と朱書すること。

(注意) 上記(2)の①～⑧の出願書類（貼付の宮城県収入証紙又は金融機関に納入した手数料のほか、返信用の切手も含む。）は、高等学校においていったん受理した後は、出願期間内であっても返還しないので注意すること。

4 県外からの出願の特例措置

(1) 県外に住所を有する者又は県外の中学校を卒業した者であって、やむを得ない理由により所定の期間内に本県の公立高等学校に出願手続ができなかった者については、所定の期間後であっても、審査の上、特例として出願を認めることがある。この特例措置による出願を必要とする場合には、関係書類（28頁参照）を整え、志願高等学校長に申請し、承認を受ける。

なお、この特例措置は、後期選抜にのみ適用される。

(2) 上記(1)の申請期間は**2月23日（金）**から**3月2日（金）**までとする（ただし、土曜日、日曜日を除く。）。申請受付時間は、午前9時から午後4時までとし、**3月2日（金）**は**午前11時**までとする。

- (3) 特例措置の承認を受けた者は、上記(2)の申請期間内に志願高等学校に出願の手続きを済ませること（ただし、土曜日、日曜日を除く。）。出願受付時間は、午前9時から午後4時までとし、**3月2日（金）は正午までとする。**
- (4) 高等学校長は、特例措置による宮城県公立高等学校出願承認書（様式L）を交付した者について**3月5日（月）**までに県教育長（高校教育課教育指導班あて）に電子メールで報告する。
- なお、市立高等学校にあつては、所属教育委員会教育長を経て県教育長（高校教育課教育指導班あて）に報告する。

IX 通信制課程

第1 通信制課程の入学者選抜の実施

通信制高等学校（美田園高等学校）は一期入学者選抜及び二期入学者選抜を実施する。

第2 一期入学者選抜（平成30年春募集）

1 募集人数

一期入学者選抜の募集人数は、募集定員の90%とする。

2 出願資格

「I 募集及び出願」の「2 出願資格」（4頁）による。ただし、前期選抜、社会人特別選抜、連携型選抜及び後期選抜のいずれかに合格した者は出願することができない。

3 出願制限

- (1) 後期選抜に出願中の者は合否が確定するまで出願することができない。
- (2) 第二次募集との併願はできない。

4 出願手続

- (1) 出願書類

ア 志願者が用意するもの

① 入学願書及び写真票（美田園高等学校で定める様式）

入学願書には、入学者選抜手数料として、宮城県収入証紙（通信制課程200円）を貼付すること。ただし、収入証紙に消印、割印しないこと。

② 志願理由書（美田園高等学校で定める様式）

③ 受験票等送付用封筒 1通

長形3号封筒に、簡易書留速達郵便料金分の切手を貼付し、志願者の氏名、住所、郵便番号等を明記したもの。ただし、受験票の郵送を希望する場合のみ提出すること。

④ 結果通知用封筒 1通

角形2号封筒に、簡易書留速達郵便料金分の切手を貼付し、志願者の氏名、住所、郵便番号等を明記したもの

⑤ 中学校用結果通知用封筒 1通

長形3号封筒に、簡易書留速達郵便料金分の切手を貼付し、中学校の校長名、住所、郵便番号等を明記したもの

イ 中学校が用意するもの

⑥ 調査書（様式B）（中学校長が作成し厳封したもの）

調査書の「6 欠席の状況」等において特別な事情がある場合は、副申書を添付することができる。

なお、平成24年3月末日までに中学校を卒業した者については、卒業証明書をもって調査書に代えることができる。

(2) 出願書類の提出方法

志願者は、上記(1)の①～⑥を高等学校長に**直接**提出し、受験票の交付を受ける。

なお、出願書類の提出をやむを得ず郵送により行う場合は簡易書留とし、封筒に「入学願書在中」と朱書すること。

(注意) 上記(1)の①～⑥の出願書類（貼付の宮城県収入証紙のほか、返信用の切手も含む。）は、高等学校においていったん受理した後は、出願期間内であっても返還しないので注意すること。

(3) 出願受付

出願書類を受理した高等学校においては、受験番号を付した受験票を交付する。

5 出 願 期 間

出願受付期間は**3月11日（日）**から**3月16日（金）**までとする（日曜日も受付を行う。）。

受付時間は、午前9時から午後4時までとし、締切日の**3月16日（金）**は**午前11時**までとする（郵送する場合であっても、**3月16日（金）午前11時までに必着**のこと。）。

6 面 接

(1) 実施日時

3月20日（火）、3月22日（木）、3月23日（金）の3日間のうち、出願高等学校長が指定した日時で行うこととし、出願後、高等学校長から本人に直接通知する。

(2) 実施に当たっての留意事項

ア 面接の内容及び時間については、適切なものとなるよう考慮すること。

イ 面接は、複数の担当者で実施し、実施に当たっては、客観的かつ公平であるよう配慮すること。

7 選 抜

選抜は、書類及び面接の結果に基づく総合的な審査により行う。

8 結果の通知

高等学校長は、選抜の結果を、直接本人に通知する（3月24日（土）に郵便で発送する。）。また、中学校長には、結果通知書の写しを送付する。

9 その他

入学願書及び写真票，志願理由書，入学案内等は，実施校において配付する。

第3 二期入学者選抜（平成30年秋募集）

1 募集人数

二期入学者選抜の募集人数は、募集定員の10%とする。

なお、「IX 通信制課程」の「第2 一期入学者選抜（平成30年春募集）」による入学者が一期入学者選抜の募集人数に満たない場合には、一期入学者選抜の募集人数から一期入学者選抜の合格者数を減じた数を二期入学者選抜の募集人数に加えることができる。

2 出願資格

「I 募集及び出願」の「2 出願資格」（4頁）による。

3 出願手続

(1) 出願書類

ア 志願者が用意するもの

① 入学願書及び写真票（美田園高等学校で定める様式）

入学願書には、入学者選抜手数料として、宮城県収入証紙（通信制課程200円）を貼付すること。ただし、収入証紙に消印，割印しないこと。

② 志願理由書（美田園高等学校で定める様式）

③ 受験票等送付用封筒 1通

長形3号封筒に、簡易書留速達郵便料金分の切手を貼付し、志願者の氏名，住所，郵便番号等を明記したもの。ただし、受験票の郵送を希望する場合のみ提出すること。

④ 結果通知用封筒 1通

角形2号封筒に、簡易書留速達郵便料金分の切手を貼付し、志願者の氏名，住所，郵便番号等を明記したもの

⑤ 中学校用結果通知用封筒 1通

長形3号封筒に、簡易書留速達郵便料金分の切手を貼付し、中学校の校長名，住所，郵便番号等を明記したもの

イ 中学校が用意するもの

⑥ 調査書（様式B）（中学校長が作成し厳封したもの）

調査書の「6 欠席の状況」等において特別な事情がある場合は、副申書を添付することができる。

なお、平成25年3月末日までに中学校を卒業した者については、卒業証明書をもって調査書に代えることができる。

(2) 出願書類の提出方法

志願者は、上記(1)の①～⑥を高等学校長に**直接**提出し、受験票の交付を受ける。

なお、出願書類の提出をやむを得ず郵送により行う場合は簡易書留とし、封筒に「入学願書在中」と朱書すること。

(注意) 上記(1)の①～⑥の出願書類（貼付の宮城県収入証紙のほか、返信用の切手も含む。）は、高等学校においていったん受理した後は、出願期間内であっても返還しないので注意すること。

(3) 出願受付

出願書類を受理した高等学校においては、受験番号を付した受験票を交付する。

4 出 願 期 間

出願受付期間は**平成30年9月3日（月）から9月7日（金）**までとする。

受付時間は、午前9時から午後4時までとし、締切日の**9月7日（金）は午前11時まで**とする（郵送する場合であっても、**9月7日（金）午前11時までに必着**のこと。）。

5 面 接

(1) 実施日時

9月11日（火）、9月12日（水）、9月13日（木）の3日間のうち、出願高等学校長が指定した日時で行うこととし、出願後、高等学校長から本人に直接通知する。

(2) 実施に当たっての留意事項

ア 面接の内容及び時間については、適切なものとなるよう考慮すること。

イ 面接は、複数の担当者で実施し、実施に当たっては、客観的かつ公平であるよう配慮すること。

6 選 抜

選抜は、書類及び面接の結果に基づく総合的な審査により行う。

7 結果の通知

高等学校長は，選抜の結果を，直接本人に通知する（9月14日（金）に郵便で発送する。）。また，中学校長には，結果通知書の写しを送付する。

8 その他

入学願書及び写真票，志願理由書，入学案内等は，実施校において配付する。

X その他

1 学力検査及び学校独自検査等の実施上、配慮を要する者の取扱い

- (1) 中学校長は、身体上的こと等で特に配慮を要する者及び海外帰国者等で配慮を要する者の学力検査及び学校独自検査等については、事前に志願高等学校長と電話等で連絡・調整の上、12月以降のできるだけ早い時期に、志願高等学校長に受験上の配慮申請書（様式P）により申請する。
- (2) 受験上の配慮申請書（様式P）を受理した高等学校においては、所属教育委員会教育長と事前に協議の上、配慮することが妥当であることを認めた場合、配慮の内容を当該中学校長に受験上の配慮通知（様式Q）により通知する。
- (3) 海外帰国者等で配慮を要する者については、「6 海外帰国者等の取扱いに関する留意事項」（38頁）による。

2 進路指導と助言

- (1) 専門学科において、当該学科の教育課程を履修することが身体上的ことできわめて困難と認められる場合は、入学を許可しないことがある。
- (2) 中学校長は、身体上的こと等で志望学科又は卒業後の進路について相談する必要がある生徒について、あらかじめ関係高等学校長の助言を得るなど適切な進路指導を行う。
- (3) 高等学校長は、身体上的こと等で志望学科又は卒業後の進路について、中学校長から相談を受けた場合は、必要な助言を行う。

3 特別な事情で欠席が多い生徒の副申書に関する取扱い

中学校長は、心理的、情緒的、身体的等の理由で欠席が多い生徒について副申書を添付するときは、進学後の参考となる事柄について記載する。

高等学校長は、副申書を選抜資料に加えるとともに、特に配慮することができる。

4 合格した生徒の生徒指導要録抄本等の送付

中学校長は、入学者選抜で合格した生徒の指導要録抄本又は原本の写し、児童生徒健康診断票（一般）及び児童生徒健康診断票（歯・口腔）等を当該高等学校長に**3月26日（月）**までに持参（親展文書）又は簡易書留親展文書で送付すること。ただし、通信制課程に関する選抜で合格した生徒については、**合格判明後直ちに**送付すること。

なお、平成24年3月末日までに中学校を卒業した者については、児童生徒健康診断票の送付は要しない。

5 入学者選抜に係る検査の得点の口頭請求による開示（簡易開示）

開示を希望する受験生等は、受験した高等学校に直接申し出ること。開示期間は、合格発表の翌日から^{ひと}一月間とする。ただし、前期選抜、社会人特別選抜及び連携型選抜については、後期選抜の合格発表の翌日を起算日とする。

6 海外帰国者等の取扱いに関する留意事項

海外帰国者等の選抜については弾力的に対応するため、次の諸点に留意して事務処理に当たること。

(1) 「海外帰国者等」とは、次の者をいう。

ア 海外帰国者

出願時において、海外滞在が1年以上で、帰国後3年未満の者

イ 中国残留孤児の子

ウ 日本在留外国人の子

「家族滞在」等の在留資格で県内に居住又は居住予定の者

(2) 「弾力的に対応する」とは、次のような配慮をすることであり、高等学校長はこれらを必要に応じて行うことができる。

ア 学力検査及び学校独自検査の実施の参考とするため、事前に面接、作文等を行い、日本語の能力をみること。

イ アの結果などにより、学力検査においては、教科数を減じたり、個々の日本語の能力に応じて実施時間を延長したりすること。

ウ その他選抜において、特に必要なことについて配慮すること。

(3) 出願資格等について疑義がある場合は、県教育庁高校教育課教育指導班、仙台市教育委員会学校教育課教育部高校教育課又は石巻市教育委員会学校教育課に照会すること。

出願書類

○は必須、△は必要に応じて提出する書類

	書 類	前期 選 抜	後期 選 抜	第 二 次 募 集	連 携 型 選 抜	社 会 人 特 別	通 信 制 課 程	備 考
志 願 者	入学願書及び写真票	○	○	○	○	○	○	宮城県収入証紙、仙台市納入通知書兼領収書 又は石巻市納入通知書兼領収証書貼付
	志願理由書	○	—	—	—	○	○	各高等学校で定める様式
	出願できる条件に係 る添付書類	△	—	—	—	—	—	A4判の大きさに整えたもの
	推薦書	—	—	—	—	○	—	社会人特別選抜志願者の所属長等が作成
	受験票等送付用封筒	—	—	—	—	○ ※	△	長形3号封筒（簡易書留速達郵便料金分の切 手貼付）住所、志願者氏名等を明記
	結果通知用封筒	—	—	—	—	○ ※	○	角形2号封筒（簡易書留速達郵便料金分の切 手貼付）住所、志願者氏名等を明記
	中学校用結果通知用 封筒	—	—	—	—	—	○	長形3号封筒（簡易書留速達郵便料金分の切 手貼付）住所、中学校長名等を明記
中 学 校 長	調査書	○	○	○	○	○	○	
	出願者一覧表	○	○	○	○	—	—	
	受験票等送付用封筒	○	△	△	△	—	—	角形2号封筒又は長形3号封筒（簡易書留速 達郵便料金分の切手貼付）住所、中学校長名 等を明記
	結果通知用封筒	○	△	△	○	—	—	角形2号封筒（簡易書留速達郵便料金分の切 手貼付）住所、中学校長名等を明記

※ 社会人特別選抜においては、受験票等送付用封筒、結果通知用封筒を各2通準備し、
あて名はそれぞれ所属長等及び中学校長とする。

【参考】郵便料金

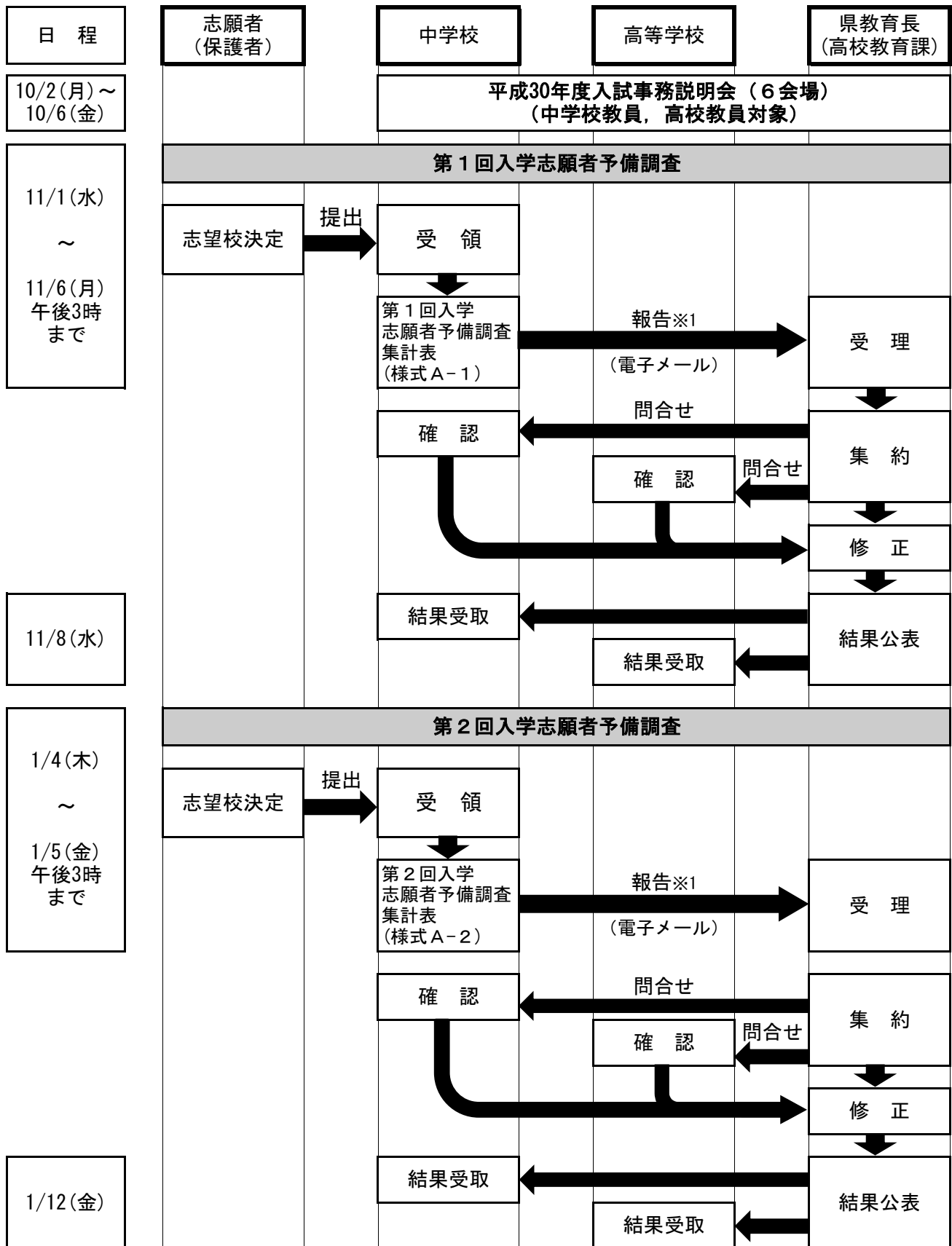
基本料金			速達	簡易書留	合計
定形郵便物	25g以内	82円	280円 (250gまで)	310円	672円
	50g以内	92円			682円
定形外郵便物	50g以内	120円			710円
	100g以内	140円			730円
	150g以内	205円			795円
	250g以内	250円			840円

(例1) 角形2号封筒 ……約 20g
 受験票(10枚) ……約 20g
 A4判普通紙(10枚) ……約 50g 計 約 90g → 簡易書留速達料金 730円

(例2) 長形3号封筒 ……約 5g
 受験票(20枚) ……約 40g
 A4判普通紙(20枚) ……約 100g 計 約 145g → 簡易書留速達料金 795円

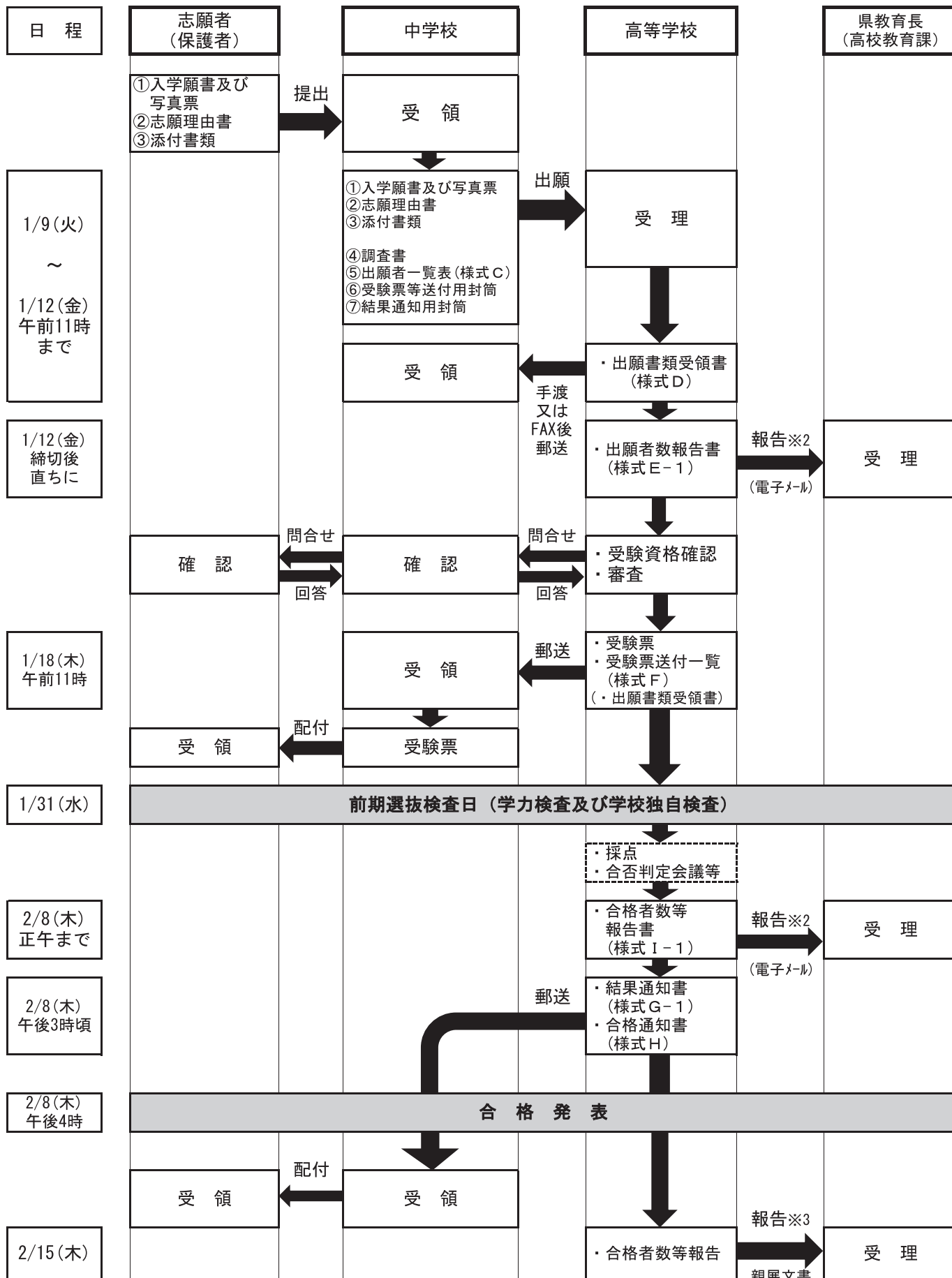
【入試のフロー図（概要）】

◆予備調査までの流れ



※1 仙台市立中学校にあっては、仙台市教育委員会を経て県教育長に報告する。

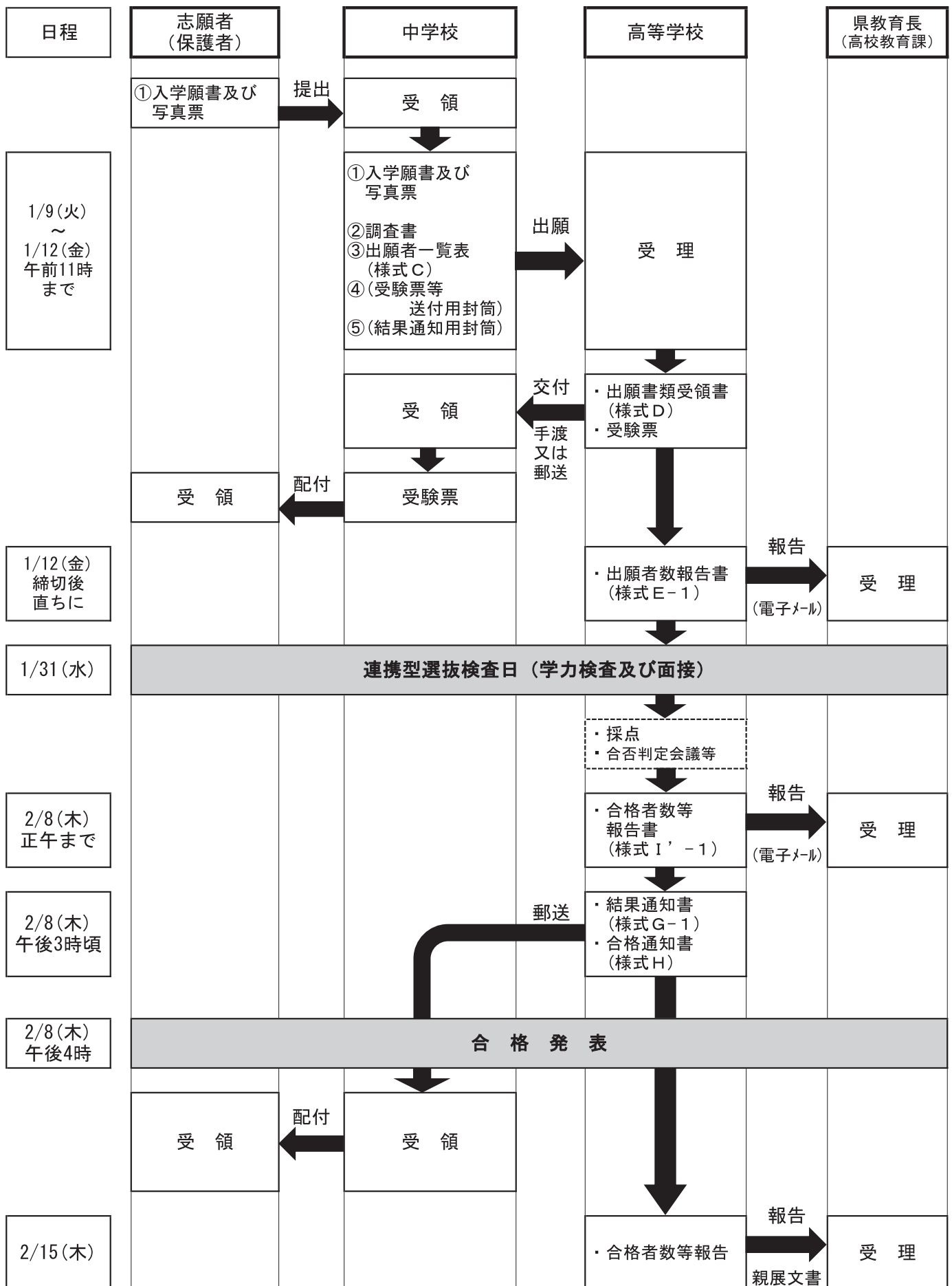
◆前期選抜の流れ



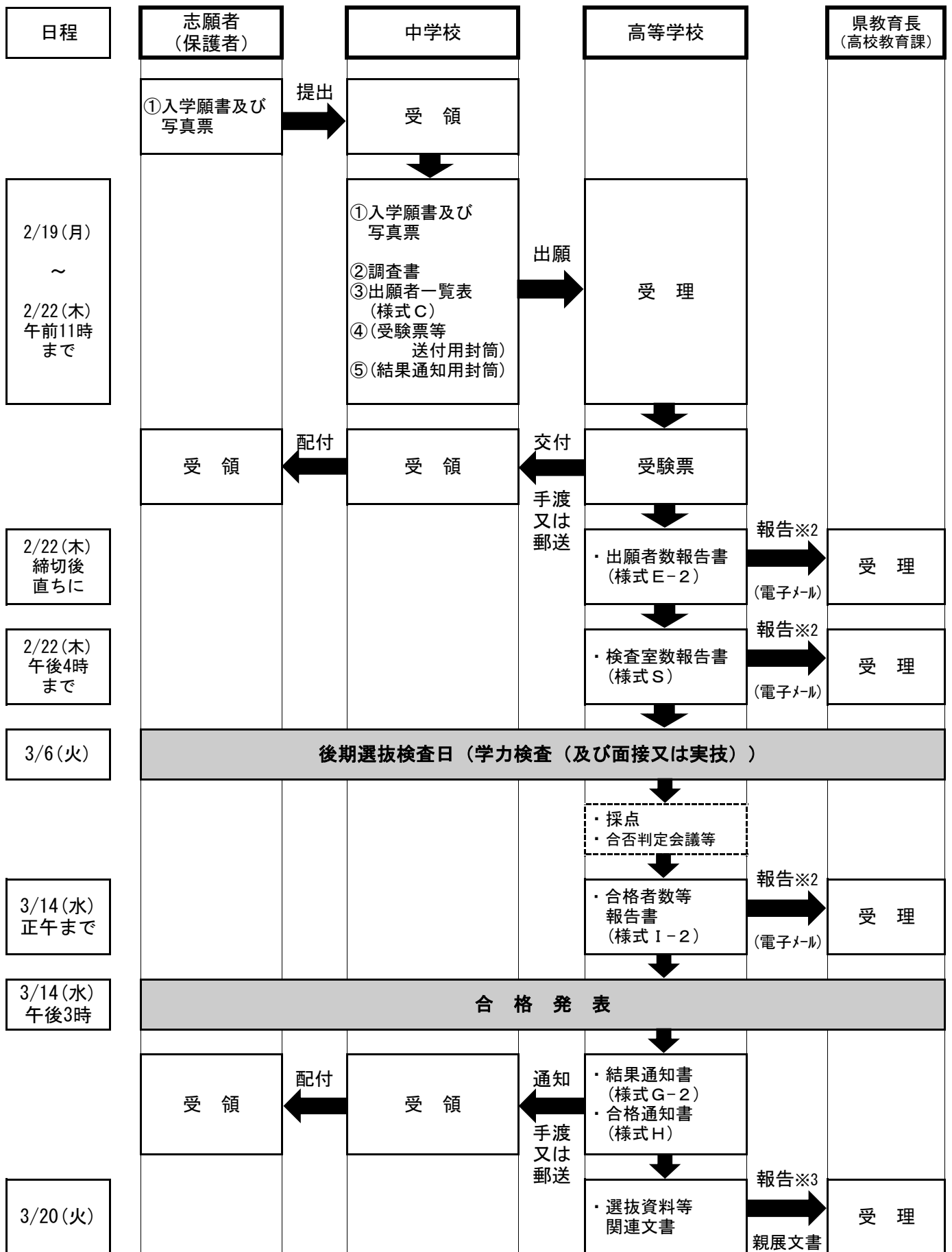
※2 市立高等学校にあっては、所属教育委員会教育長を経て県教育長に報告する。

※3 市立高等学校にあっては、所属教育委員会教育長へも報告する。

◆連携型選抜の流れ



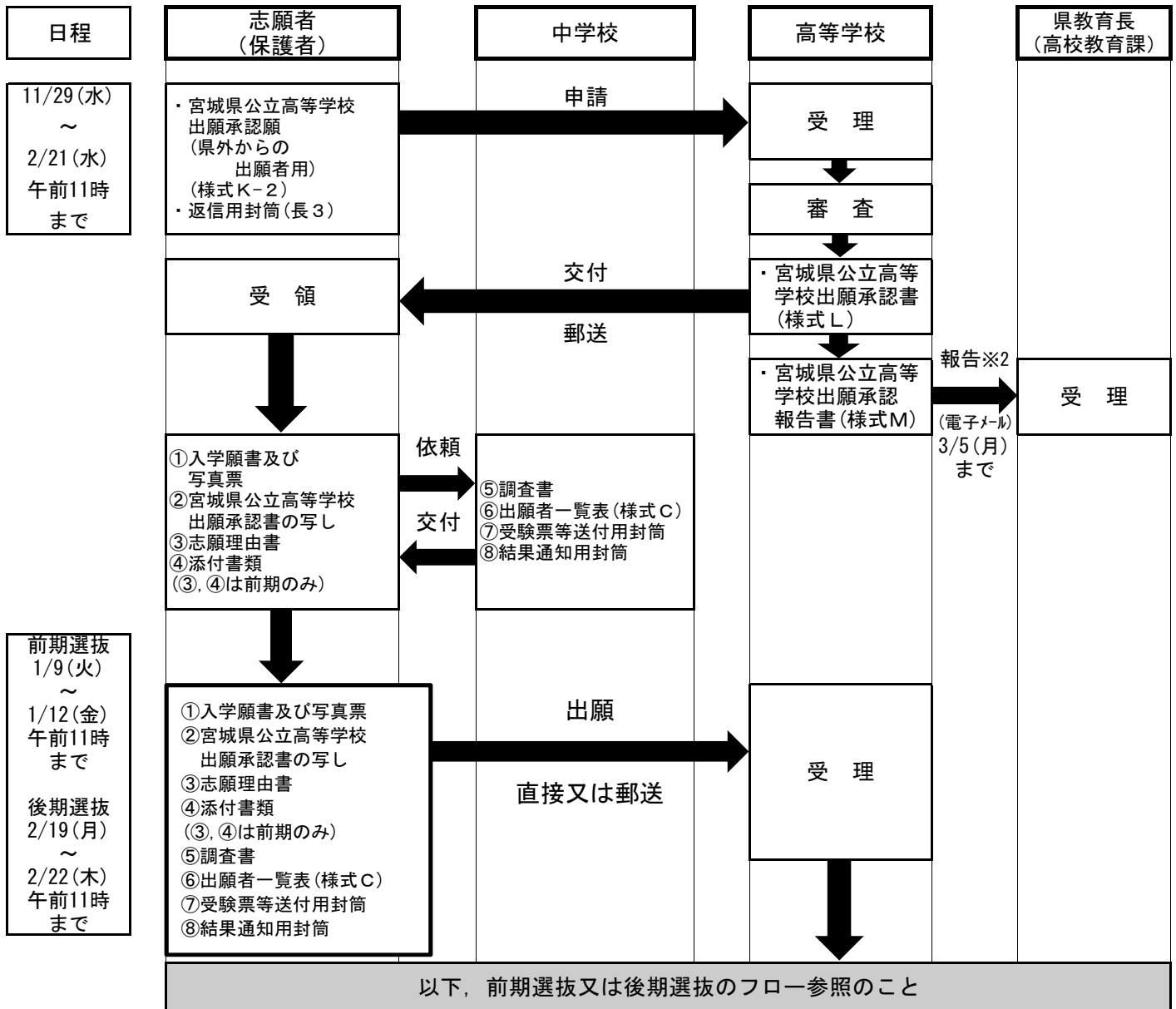
◆後期選抜の流れ



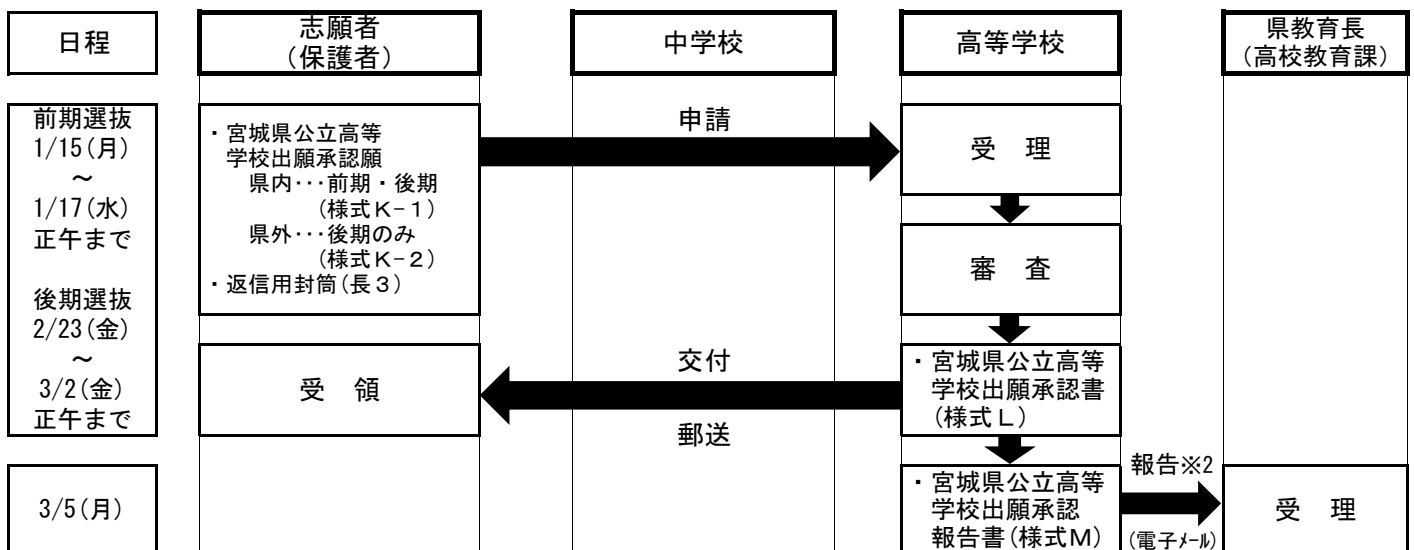
※2 市立高等学校にあっては、所属教育委員会教育長を経て県教育長に報告する。

※3 市立高等学校にあっては、所属教育委員会教育長へも報告する。

◆県外からの出願の流れ

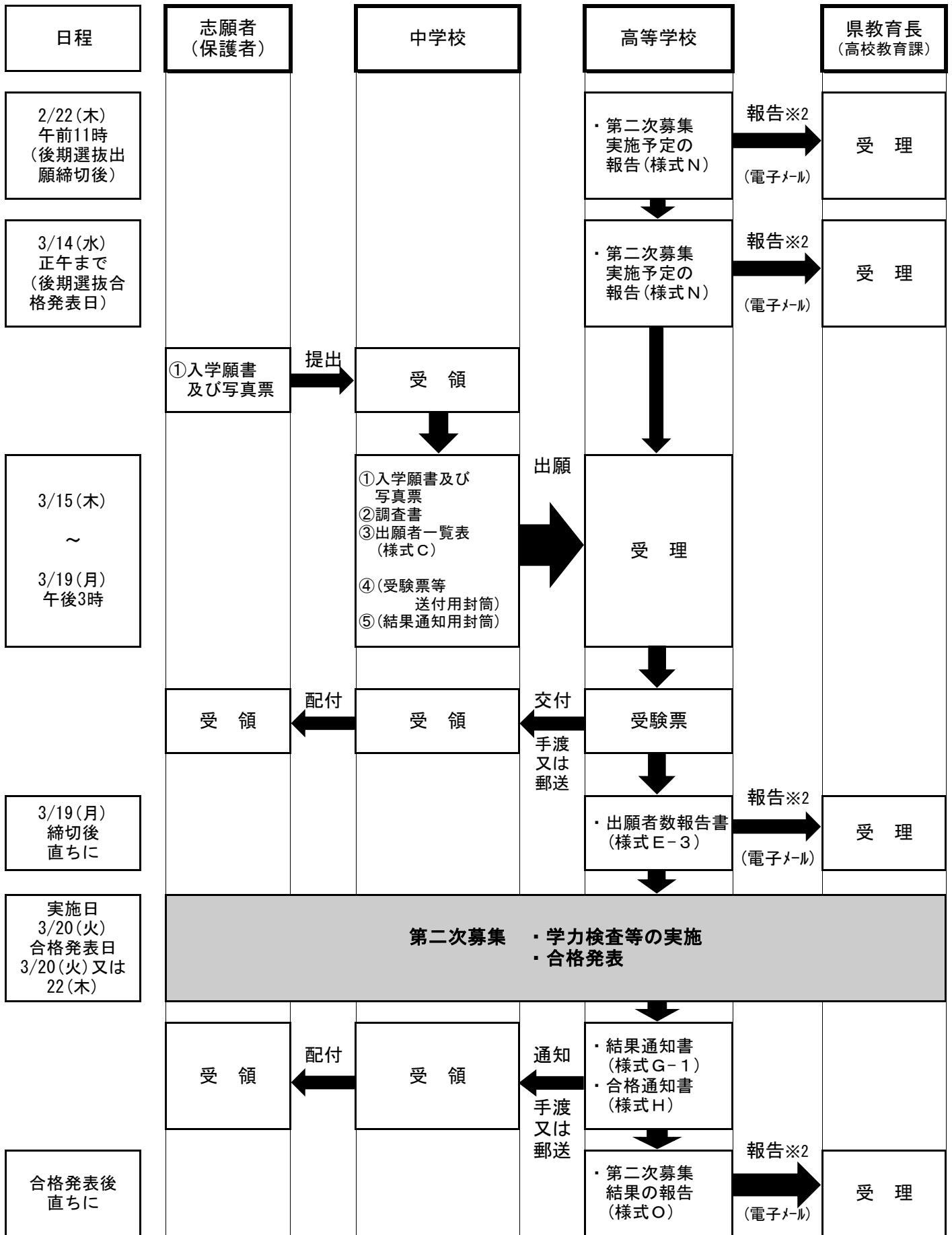


◆特例措置の流れ(前期選抜及び後期選抜)



※2 市立高等学校にあっては、所属教育委員会教育長を経て県教育長に報告する。

◆第二次募集の流れ



※2 市立高等学校にあっては、所属教育委員会教育長を経て県教育長に報告する。